

令和元年度第1回東京都入札監視委員会

- 日時：令和元年9月20日（金） 14時00分から15時00分まで
- 会場：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

○ 次 第

- 1 開会
- 2 資料の説明
- 3 議事進行の説明
- 4 出席者及び定足数の確認
- 5 審議①
〈公開〉
 - (1) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果
(定例審議案件) について
 - (2) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果
(定例審議案件) について
 - (3) 入札契約制度改革 本格実施後の状況 (1年経過)
- 6 委員の部会割等
- 7 審議②
〈非公開〉
 - (1) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果
(談合情報処理審査案件) について
- 8 閉会

令和元年度 第1回東京都入札監視委員会 資料一覧

1 出席者及び定足数の確認

令和元年度第1回東京都入札監視委員会出席者 (資料1)

2 審議①

(1) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 (議案1)
(定例審議案件) について

- ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について (別紙1-1)
- ・審議概要 (別紙1-2)

(2) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 (議案2)
(定例審議案件) について

- ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について (別紙2-1)
- ・審議概要 (別紙2-2)

(3) 入札契約制度改革 本格実施後の状況 (1年経過) (資料2)

3 委員の部会割等 (資料3)

東京都入札監視委員会委員名簿

4 審議②

(1) 令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 (議案3)
(談合情報処理審査案件) について

- ・議案1の別紙1-2を参照

令和元年度第1回東京都入札監視委員会出席者

委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	工学院大学建築学部建築学科教授	遠藤和義
委員	(元) 会計検査院官房審議官	飯塚正史
委員	公認会計士	片桐春美
委員	東京家政学院大学現代生活学部 生活デザイン学科教授	小池孝子
委員	東北公益文科大学准教授	斉藤徹史
委員	(元) 品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲田裕一
委員	東京大学大学院新領域創成科学研究科 国際協力学専攻教授	堀田昌英
委員	弁護士	森岡誠
委員	弁護士	若林美奈子

都側職員

財務局 経理部長	初宿和夫
財務局 契約調整担当部長	新田見慎一
財務局 経理部 契約調整担当課長	荒山英之
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	岡村忠祐
財務局 経理部 電子調達担当課長	武田秀章
財務局 経理部 契約第一課長	松永光智
財務局 経理部 契約第二課長	飯田栄司
財務局 経理部 検収課長	中満正志

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和元年9月20日（金）	議案番号	1
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 （定例審議案件）について		
審議事項	定例審議の結果について次のとおり報告する。 （1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙1-1のとおり （2）審議概要について 別紙1-2のとおり		

令和元年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第1号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2) 審議対象事案 平成30年度の4月1日から6月30日までに契約した工事案件
- (3) 事案抽出方針 平成31年3月29日開催の東京都入札監視委員会において決定されたとおり
 - ア 高額・高落札率事案
 - イ 1者入札事案
 - ウ 低入札価格調査事案
 - エ 同一事業者による長期継続受注事案
 - オ 社会的注目事案

2 審議対象事案

上記1により、次の6事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	契約方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限価格 又は 調査基準価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
1	高額・高落札率事案	財務局	港湾局	29-00860	一般競争入札	建築工事	建築工事	13号地新客船ふ頭ターミナル施設(30)新築工事	平成30年6月27日	令和2年6月30日	事前	6,045,699	5,441,129	5,981,040	6,056,110	98.9	1	1	1	五洋・東亜建設共同企業体	○	○	○
2	高額・高落札率事案	水道局	水道局	29-01362	随意契約	土木工事	水道施設工事	配水管小規模整備工事請負単価契約	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事前	(非公表)	—	(非公表)	—	—	65	65	65	中村建設工業株式会社ほか49者	○		
3	1者入札事案	財務局	財務局	29-00842	一般競争入札	建築工事	建築工事	東京スタジオム(30)改修工事	平成30年6月27日	令和元年6月14日	事後	1,630,022	1,467,020	1,583,280	1,454,781	97.1	3	1	1	西武・協栄建設共同企業体	○		
4	1者入札事案	下水道局	下水道局	29-53003	希望制指名競争入札	設備工事	電気工事	北多摩二号水再生センター水処理電気設備再構築工事	平成30年4月2日	令和元年5月10日	事後	839,959	755,963	826,200	827,960	98.3	4	5	1	メタウォーター株式会社			
5	同一事業者による長期継続受注事案	総務局	総務局	30-01035	希望制指名競争入札	土木工事	一般土木工事	海のふるさと村取付道路改修工事	平成30年5月24日	平成30年8月31日	事後	37,400	33,648	36,936	37,249	98.7	6	6	6	大昌建設株式会社			
6	同一事業者による長期継続受注事案	総務局	総務局	30-01724	希望制指名競争入札	土木工事	一般土木工事	卯辰川復旧治山工事	平成30年6月22日	平成30年12月14日	事後	34,049	30,225	33,970	33,933	99.7	3	5	1	三宅島建設工業株式会社			

3 談合情報処理に係る審査事案

- (1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第6号、東京都入札監視委員会運営要領第七
- (2) 審査対象事案 平成30年度第一四半期に談合情報処理を行った事案

別記様式-3-1

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和元年6月20日(木) 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22		
委員	工学院大学建築学部建築学科教授 弁護士 弁護士 弁護士	遠藤 和義 (部会長) 木下 潮音 森岡 誠 若林 美奈子 計4名(敬称略)	
審議対象期間	平成30年4月1日 ~ 平成30年6月30日		
抽出案件計	6件	(備考)	
一般競争	2件		
指名競争	3件		
随意契約	1件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	<p><議案1> (高額・高落札率事案) 13号地新客船ふ頭ターミナル施設(30)新築工事[一般競争入札]</p>		
	<p>Q 初回が1者入札のため中止、2回目が不調、本件3回目は予定価格を事前公表に切り替えて実施するという入札契約制度改革の取組を表した案件となったが、このような契約手続により工期が遅れるといった業務への影響について、どう認識しているか。</p>		<p>A 入札参加者を増やすという大きな目的の中で進めた一者入札中止であったが、結果的に事業の遅れを招いたと認識している。 入札監視委員会の検証結果報告書でも事業への遅れが問題となり、本格実施では取りやめることになっている。</p>
	<p>Q 3回入札を行ったが、希望者が少なかったことについて、原因の分析は行ったか？</p>		<p>A 特別な工法を採用しているわけではないが、工事場所が海上の人工地盤のため、一般的な建築工事に比べ難易度が高いと事業者が判断したのではないかと推察される。</p>
	<p>Q 2回目から3回目へ予定価格が大きく上がった理由は何か。</p>		<p>A 積算方法についての変更はないが、2回目の不調後業者へのヒアリング調査等を行い、材料費の高騰や現場の技術者不足という状況が判明したため、その内容を踏まえて予定価格を設定した。</p>
<p>Q 部材や機材の調達を理由に契約変更を行っているが、具体的にどのような内容なのか。</p>		<p>A 本件については、受託者が予定していた部材の調達が間に合わないことが明らかになり、工期を遵守するために発注者側との協議で必要最低限の種類の変更を行ったものである。</p>	

<p><議案2> (高額・高落札率事案) 配水管小規模整備工事請負単価契約 [随意契約]</p>	
<p>Q 本契約を締結した後、具体的な個別工事の事業者は、どのように決定していくのか。</p>	<p>A 履行区域である23区にある7事業所に、事業者の希望をもとに50者を割り振っている。実際に工事が発生した場合には、受注機会が均等になるよう順番に発注している。</p>
<p>Q 本件は50者と契約しているが、この50者という数字はどのように決まっているのか？また、50者という数字には変化があるのか。</p>	<p>A 工事が同時期に集中した場合でも確実かつ迅速に対応できるように、かつ年間を通じて受注者には施工体制を確保してもらうため、各者一定の発注量が確保できるように、過去の実績等を踏まえて決定している。 事業者数については、概ね毎年50者となっている。</p>
<p>Q 事業者はほぼ同じメンバーに固定化しているのか。また、事業者の本件への依存度は高いのか。</p>	<p>A 29年度と比べ5者の入れ替わりはあり、毎年数者の入れ替わりはある。 また50者中、半数程度は、本件以外の工事案件も受注しており、必ずしも本件のみで生計を維持しているわけではない。</p>
<p>Q 単価同調方式では、事業者はどのような応札行動をとっていると考えられるか。</p>	<p>A 予定価格を上限値、最低制限価格を下限値とする範囲での価格競争を行っているが、総合評価方式に準じ技術評価も行っているため、技術点も考慮して入札していると思われる。</p>
<p>Q 本件は、単価同調方式により価格を同調した結果ではなく、予定価格が事前公表されていることなどから見積価格が全者同じになっているが、この状況についてどのように考えるか。</p>	<p>A 本件は1年間に1回の契約なので、事業者としては必ずとりたいというインセンティブが高い案件であり、最低制限価格の上限値で入れているものと推察される。</p>
<p>Q 技術点についてみると、施工実績が重要なことは理解できるが、新規参入の阻害になっている実態はないか。</p>	<p>A 本件については、これまでも、技術評価の導入や評価項目の見直しを行ってきている。今後も事業者の健全な競争が行われるよう不断の見直しを行っていく。</p>
<p>意見：価格よりも技術点で競っているところが競争性の担保になっており、緊急工事が多い調達としてはやむを得ないと思う。</p>	

<p><議案3> (1者入札事案) 東京スタジアム(30)改修工事 [一般競争入札]</p>	
<p>Q 希望者が3者あったのに、実際の応札が1者だった理由は何か。</p>	<p>A 一般競争入札の事案であるが、3者から資格確認申請があった後、2者がリニア談合による指名停止になり、資格要件を満たさなくなったため、結果として1者となったものである。</p>
<p>Q 東京スタジアムの元施工業者はだれか。</p>	<p>A 2工区あり、大成建設を幹事会社とする大成グループ、及び鹿島を幹事会社とする鹿島グループの2者である。</p>
<p>Q 本件は、技術実績評価型総合評価方式であるが、能力に不安のある事業者を入札から外すことはできないのか。</p>	<p>A 技術実績評価型総合評価方式は、価格点と技術点が1対1になっているが、本件のように1者の場合は、技術点に関わらず、価格が最低制限価格等を下回らない限り落札になる。ただし通常は、参加要件の中で必要となる要件を付しているため、能力に不安のある事業者が入札参加することはないよう配慮している。</p>
<p><議案4> (1者入札事案) 北多摩二号水再生センター水処理電気設備再構築工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 本件の落札者であるメタウォーター社は、複数希望・複数指名であるにもかかわらず、最終的に1者応札になる案件が非常に多いように思われる。同者が落札する案件に特殊性や、同社に特別な技能がある等、考えられる理由はあるのか。</p>	<p>A、元施工ということで現場やシステムを理解しているなど、一般的な優位性はある可能性がある。</p>
<p>Q 応札者を増やす工夫はしているのか。</p>	<p>A 応札者を増やす取組として、入札参加条件は必要最低限としている。 また、不調を防ぐため、発注情報を早めに出したり、提出書類を少なくしたりするなどの取組を継続して行っている。</p>
<p>Q 機器類や工事の内容により、結局元施工しかできないような内容に仕様がなっているのではないのか。</p>	<p>A 元施工者しかできない内容であれば特命随意契約を行うが、本件については他の事業者でもできる内容であるため指名競争入札を行っている。</p>

<p>意見 本件のような再構築工事では、従前の施設を前提として作り直す工事であるため、元施工が事実上有利となることもあり得る。</p> <p>他の事業者が履行可能な場合は指名競争入札を採用しているとのことだが、実態として競争が働いていることが重要であり、予定価格の積算方法や最初に施設を作るときに競争性を阻害しない内容にするなど、全体として競争性が確保される調達方法を考える必要がある。</p>	
<p><議案5> (同一事業者による長期継続受注事案) 海のふるさと村取付道路改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 過去5年の入札状況を見て、毎回同じような入札状況になっているが、その理由について、発注者側で把握している事情はあるか。</p>	<p>A 毎回5者以上の希望がきており、競争性は担保されていると考えている。入札手続きに従って行い、結果として同じ事業者が落札したと考えている。</p>
<p>Q 契約変更がなされているが、本当に事前に分かり得ない事情だったのか。また、離島のため、事前に調査が難しい等の特殊事情があったのか。</p>	<p>A 今回の変更理由であるコンクリート塊処分を無筋から有筋に変更した点は、事前の想定はあるものの、実際にコンクリートを壊さないとわからない事情であった。なお、コンクリートの壊しについては、特に離島だから起こりうる変更理由ではない。</p>
<p>Q 大島の中で道路工事ができる事業者は何者程度か。</p>	<p>A 一般土木工事では有資格者は29者である。</p>
<p>意見 事業者が限られた離島の案件であるので、引き続き適正な競争が行われているのか、入札経過について観察していくことが必要である。</p>	
<p><議案6> (同一事業者による長期継続受注事案) 卯辰川復旧治山工事 [希望制指名競争入札]</p>	

<p>Q 希望3者に2者追加して5者指名しているが3年続けて辞退をされている。このように希望者以外の指名をしても、結局辞退されてしまう状況について、どのように考えるか。</p>	<p>A 御蔵島という離島で事業者数が限られているが、競争性を高めるため、追加指名をして、できるだけ入札参加者を増やすよう努力している。</p>			
<p>Q 御蔵島では、一般土木工事ができる事業者は何者いるか。</p>	<p>A 資格のある事業者は7者、うち東京都の実績のある事業者は5者である。また、御蔵島に事業所がある事業者はそのうち2者である。 島外の事業者の参加も可能であるが、実際は島の事業者が島の自然環境を把握しており、かつ人や資機材の手配の面で有利であるとは考えられる。</p>			
<p>Q 入札価格が予定価格に非常に近いが、理由として何か考えられることはあるか。</p>	<p>A 事業者は情報開示請求を行うなど、東京都の単価等調査を行い分析しているためと思われる。</p>			
<p>意見 離島における同一事業者による長期受注契約という状況に対して、制度の上などで何か対応策がないか、今後も議論していく必要がある。</p>				
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>			
<p>談合情報案件</p>	<p>項目</p>	<p>工 事</p>	<p>物品・業務</p>	<p>件数計</p>
	<p>談 合 情 報</p>	<p>1 件</p>	<p>0 件</p>	<p>1 件</p>
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>		
	<p><議案7> Q 談合情報は、都民の声総合窓口へ寄せられており、情報提供者が自分でメールアドレスを書かない限り、提供者が誰であるかたどれない仕組みとなっているが、その後追加の情報が必要となる可能性もあり、相手方を把握する仕組みはないのか。</p>	<p>A 都民の自由な意見を寄せてもらうために、個人情報を伏せた意見も受け付けている。ただし、これが事件性を帯びて、司法の場で当該情報が必要となった場合には確認することができる仕組みになっている。</p>		

	<p>Q 本件について、仮に談合が疑われた場合には、どのような対応が考えられるか。</p>	<p>A 事情を相手方からヒアリングし、談合の疑いがある場合は、入札手続きを止めたり、入札参加者をより増やして再発注したりすることが考えられる。また、公正取引委員会に連絡をし、判断があれば従うことになる。</p>
	<p>意見 談合情報取扱いフローによると、談合情報が寄せられた場合に、調査の必要があれば事業者の事情聴取が行われることになっているが、場合によっては相手方の証拠隠滅を防ぐために、直ちに公正取引委員会等に連絡した上で慎重に対応することが必要となる場合がある。</p>	
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>談合情報処理は規定のルールどおりに行われている。</p>	

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和元年9月20日（金）	議案番号	2
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和元年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 （定例審議案件）について		
審議事項	定例審議の結果について次のとおり報告する。 （1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙2-1のとおり （2）審議概要について 別紙2-2のとおり		

令和元年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
 (2) 審議対象事案 平成30年度の7月1日から9月30日までに契約した工事案件
 (3) 事案抽出方針 平成31年3月29日開催の東京都入札監視委員会において決定されたとおり
 ア 高額事案
 イ 高落札率事案
 ウ 1者入札事案
 エ 低入札価格調査事案
 オ 同一事業者による長期継続受注事案
 カ 社会的注目事案

2 定例審議対象事案

上記1により、次の5事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
1	高額事案・ 一者入札の事案	財務局	建設局	30-00162	一般競争入札	土木	橋りょう工事	木根川橋長寿命化工事(その8)	平成30年7月27日	令和1年6月24日	事前	643,730	579,357	643,680	644,402	99.9	1	1	1	オリエンタル白石株式会社	○		○
2	高額事案・ 一者入札の事案	財務局	港湾局	30-00208	一般競争入札	土木	橋りょう工事	平成30年度あけみ橋耐震補強工事	平成30年8月10日	令和1年10月31日	事後	868,812	781,931	865,080	—	99.5	2	2	1	オリエンタル白石株式会社			○
3	高額事案・ 一者入札の事案	財務局	港湾局	30-00279	希望制指名競争入札	土木	河川工事	平成30年度新海面処分場Dブロック東側護岸地盤改良工事(その2)	平成30年8月28日	平成31年3月22日	事後	737,542	668,993	732,240	761,097	99.2	1	10	1	五洋建設株式会社			
4	同一事業者による長期継続受注事案	下水道局	下水道局	30-03116	特命随意契約	設備工事	焼却設備	東部スラッジプラント汚泥焼却設備3号補修工事	平成30年9月28日	平成31年3月14日	事後	329,529	—	329,400	—	99.9	1	1	1	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社			
5	高落札率事案	福祉保健局	福祉保健局	30-00516	特命随意契約	建築	建築工事	自立支援センター-渋谷寮 改修工事	平成30年8月3日	平成31年2月28日	非公表	—	—	183,999	193,255	—	1	1	1	コーナン建設株式会社			

別記様式-3-1

東京都入札監視委員会第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和元年9月2日(月) 都庁第一本庁舎31階特別会議室22	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博(部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 公認会計士 片桐春美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子 計4名(敬称略)	
審議対象期間	平成30年7月1日～平成30年9月30日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	1件	
随意契約	2件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>(高額事案)(一者入札の事案) 木根川橋長寿命化工事(その8) [一般競争入札]	
	Q 希望1者に対して指名1者であるが、なぜ入札参加者の任意選定を行わないのか。	A 都においては、価格帯によって一般競争入札と希望制指名競争入札を使い分けているが、本件は価格帯から一般競争入札の適用案件であるため、任意選定は行っていない。
	Q 魅力ある工事とし、入札参加者を増やすため、今後何か取り組めることはないか。	A 河川管理者との協議を発注者としてサポートするほか、河川協議の期間及び現場施工期間を十分に確保できるよう適切な工期設定に努めていく。
	Q 発注規模をもう少し大きくすれば魅力が増し、入札参加者の確保が期待できるのではないか。	A 本件は、供用中の河川での工事であり、河川管理上施工可能期間が限られている。そのため、その期間で施工可能な規模として発注する必要がある。
	<議案2>(高額事案)(一者入札の事案) 平成30年度あけみ橋耐震補強工事 [一般競争入札]	
	Q 低入札価格調査の対象となった者が調査を辞退した場合、ペナルティはあるのか。	A 入札に参加しやすい環境を確保する観点からも、低入札価格調査を辞退した者に対するペナルティは設けていない。
	Q 当初発注で低入札価格調査を辞退した者は本件の契約の相手方と同一事業者か。	A そのとおりである。

<p>Q 低入札価格調査の対象になった者が、再発注案件での落札を目的に調査を辞退したとして、それが繰り返されたら低入札価格調査制度が形骸化してしまうのではないか。</p>	<p>A 低入札価格調査の対象となった者は、開札時、どの業者が何者入札に参加しているか分からない状況である。仮に他に応札者がいた場合、自社が調査を辞退したことで他の事業者が落札者となる可能性もあり、そもそも再発注となるかも分からない状況である。</p> <p>また、再発注案件に入札参加する際も、自社以外にどの業者が何者入札に参加しているか分からない状況であり、自社が落札できる保証はどこにもない。</p>
<p>意見：低入札価格調査を辞退した者がその後の再発注案件の入札に参加している事例が多数存在するならば、再発注案件への入札参加の制限等の必要性について検討されたい。</p>	
<p><議案3> (高額事案) (一者入札の事案) 平成30年度新海面処分場Dブロック東側護岸地盤改良工事 (その2) [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q なぜ、希望者、応札者共に少なかったと考えているか。</p>	<p>A 本件は大深水で地盤改良工事を行うため、高度な施工管理と技術力が必要である。また、施工海域は波浪や強風など気象の影響を直接受ける東京港の中でも特に厳しい施工条件となっている。</p> <p>入札参加者が、これらのことを踏まえ、配置技術者や採算性等を慎重に検討した結果だと考えている。</p>
<p>Q 任意選定の方法は妥当であったか。</p>	<p>A 入札参加条件を満たす者のうち、都内本店の者を優先しつつ、過去の希望状況等を考慮して任意選定を行った。過去案件において希望回数の多い者は、受注意欲が高く、入札参加を期待できると判断したものである。</p>
<p>Q 本件は年度末工期となっているが、今後の発注においては、入札に参加しやすい発注内容となるよう、工期の設定を工夫してはどうか。</p>	<p>A 技術者の効率的な配置等を図るため、全庁的に施工時期の平準化に取り組み始めたところである。</p> <p>今後の発注においては、施工時期の平準化を踏まえつつ、工期の設定を工夫するよう検討する。</p>

<p>意見：辞退者が多く、応札者が少ないことについてその原因を分析し、今後の発注に活かされたい。</p> <p>また、希望制指名競争入札における任意選定の方法について、入札参加者がより多く確保されるようその適切な運用に努められたい。</p>	
<p><議案4> (同一事業者長期継続受注事案) 東部スラッジプラント汚泥焼却設備3号補修工事 [特命随意契約]</p>	
<p>Q 特命理由に記載のキャストブルについて、特命の相手方でなければ補修ができないのはなぜか。</p>	<p>A キャスタブルとは炉の中の耐火材であるが、炉の形状がメーカー独自のものであり、またその補修技術もメーカー独自のものであるため、炉の設置者である特命の相手方でなければ履行できない。</p>
<p>Q 補修工事発注の際、それぞれの補修内容とその価格の妥当性は確認しているか。</p>	<p>A 補修工事を発注する際には、当初に立てた補修計画とも照らし合わせつつ、劣化状況を見極めながら、補修内容を精査している。</p> <p>予定価格の積算においては、当局の積算基準に基づき積算しているが、見積りを参考とする際は複数者から見積りを取得し、その比較を行った上で単価設定している。</p>
<p>Q 当初の設備設置時に、その後の補修工事費も見込んで総合評価方式等により発注できないか。</p>	<p>A 汚泥発生量は天候等により大きく変動し、汚泥発生量の変動に伴い焼却炉の劣化状況等にも影響が出ることから、当初設備設置の発注時に耐用年数(約25年)期間中の補修工事費を考慮することは難しい。</p>
<p>Q 補修工事の際に当初に設備を設置した事業者以外も参入できるよう、当初設備設置時の発注では設備仕様を標準的ものとするべきではないか。</p>	<p>A 下水道設備における汚泥焼却システムは技術的進歩の激しいものであり、仕様の標準化は難しい。</p> <p>当初の設備設置時には、機能発注により各メーカーの技術力を活かす現在の発注方法が、当局にとってベストな方法と考えている。</p>

	<p>意見：現状、特命随意契約とならざるを得ないことは理解できるが、そうであるならば、特命理由は第三者が見ても特命の必要性が理解できる内容となるよう取り組まれない。併せて、予定価格の適正性の確保にも取り組まれない。</p> <p>また、当初設備を設置した事業者以外も補修工事への参入が可能となるよう、可能な限り下水道設備の仕様の標準化に努められたい。</p>	
	<p><議案5> (高落札率事案) 自立支援センター渋谷寮 改修工事 [特命随意契約]</p>	
	<p>Q 今回、予定価格に下見積りの額を採用する際に、相見積りは取得していないとのことであるが、下見積りの額の妥当性はどのようにして確認したのか。</p>	<p>A 実施設計業務を設計事務所に委託し、そこで積算書を作成しているが、その積算書を基に、実施設計受託者の技術的知見により、下見積書の価格の妥当性を確認している。</p> <p>なお、設計事務所の積算書は、刊行物単価や複数者からの見積りによる単価を参考とし、できる限り実勢に合った積算を行っている。</p>
	<p>Q 設計事務所が下見積書の価格の妥当性を確認した詳細な記録等は残っているのか。</p>	<p>A 妥当性の確認を行っている事実はあるが、その過程が分かるような詳細な記録までは残っていない。</p>
	<p>Q 設計事務所によって、下見積書の価格の妥当性が確認されたとのことだが、発注者として価格の妥当性は確認していないのか。</p>	<p>A 当局の体制の事情により発注者側の技術力が不足していたこともあり、技術的知見を有する設計事務所へ、下見積書の価格の妥当性の確認をお願いし、その価格を予定価格としたというのが実情である。</p>
	<p>意見：特命随意契約に至った理由等、稀な事案であるからこそ、予定価格設定経緯等の記録はきちんと整理しておくべきである。</p> <p>また、今回採用された予定価格については、発注者として改めてその妥当性を検証されたい。</p>	
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案5までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見へ対応されたい。</p>	

入札契約制度改革 本格実施後の状況 (1年経過)

入札契約制度改革の本格実施後の状況

【前提条件】

- 予定価格250万円超の競争入札の工事が対象（公営企業局は除く）
- 期間区分による対象案件は以下のとおり
 - ・ 「制度改革前」とは、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に開札した案件を対象に集計したものである。
 - ・ 「試行期間中」とは、財務局契約については平成29年6月26日から平成30年6月24日の間に、各局契約については平成29年10月30日から平成30年6月24日の間に公表した案件を対象に集計したものである。
 - ・ 「本格実施後」とは、平成30年6月25日から令和元年6月24日の間に公表した案件を対象に集計したものである。

【財務局契約の対象件数（開札ベース）】

入札契約制度改革の実施内容		制度改革前 617件		試行期間中 564件		本格実施後 562件	
I 予定価格の事後公表	事前公表	617件	100.0%	33件	5.9%	375件	66.7%
	事後公表	－	－	531件	94.1%	187件	33.3%
II J V 結成義務の撤廃	単体のみ	433件	70.2%	328件	58.2%	377件	67.1%
	J V 結成義務	184件	29.8%	39件	6.9%	44件	7.8%
	混合	－	－	197件	34.9%	141件	25.1%
III 1者入札の中止 ※試行期間中は、当該制度により中止となった70件を含む	対象	－	－	405件	63.9%	－	－
	非対象	－	－	229件	36.1%	－	－
IV 低入札価格調査制度の拡大	最低制限価格	587件	95.1%	252件	44.7%	272件	48.4%
	低入札調査対象	30件	4.9%	312件	55.3%	290件	51.6%

【各局契約の対象件数（開札ベース）】

入札契約制度改革の実施内容		制度改革前 2,892件		試行期間中 1,649件		本格実施後 2,789件	
I 予定価格の事後公表	事前公表	2,892件	100.0%	21件	1.3%	2,787件	99.9%
	事後公表	－	－	1,628件	98.7%	2件	0.1%

※本格実施後の事後公表2件は、警察用庁舎の設備改修工事（予定価格 約274百万円、約345百万円）

基本的な指標（落札率、不調率、希望者数、応札者数）

【財務局契約】

- 平均落札率は、本格実施後も試行期間中と同水準
- 不調率は、本格実施後に試行期間中よりも改善
- 平均希望者数と平均応札者数は、本格実施後に試行期間中よりも減少したものの、制度改革前と同水準

指標	制度改革前 開札617件 落札556件・不調61件	試行期間中 開札564件 落札465件・不調99件	〔 検証結果報告書 H30.2末時点 〕	本格実施後 開札562件 落札481件・不調81件
平均落札率 (落札ベース)	93.2%	93.6%	(93.8%)	93.7%
不調率 (開札ベース)	9.9%	17.6%	(18.4%)	14.4%
平均希望者数 (落札ベース)	5.4者	6.2者	(5.9者)	5.4者
平均応札者数 (落札ベース)	3.9者	4.9者	(4.7者)	3.9者

【各局契約】

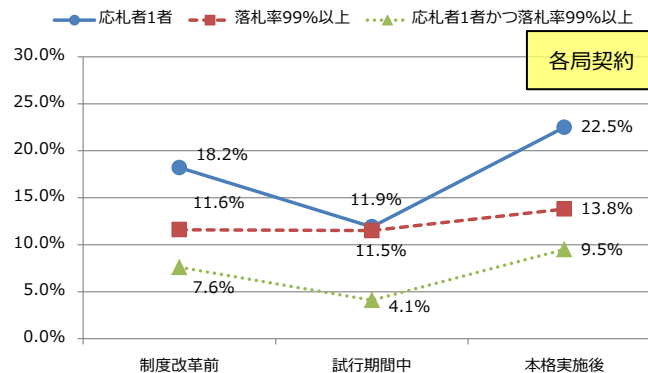
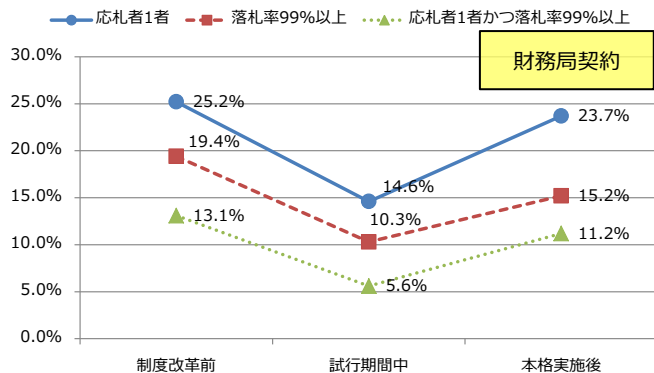
- 平均落札率は、本格実施後に試行期間中よりも低下
- 不調率は、本格実施後に試行期間中よりも改善
- 平均希望者数と平均応札者数は、本格実施後に試行期間中よりも減少

指標	制度改革前 開札2,892件 落札2,573件・不調319件	試行期間中 開札1,649件 落札1,267件・不調382件	〔 検証結果報告書 H30.2末時点 〕	本格実施後 開札2,789件 落札2,322件・不調467件
平均落札率 (落札ベース)	90.9%	93.5%	(93.9%)	92.6%
不調率 (開札ベース)	11.0%	23.2%	(30.6%)	16.7%
平均希望者数 (落札ベース)	10.7者	10.2者	(9.0者)	9.3者
平均応札者数 (落札ベース)	4.9者	5.3者	(4.6者)	4.3者

I 予定価格の事後公表関連

【落札率99%以上、応札者1者の件数割合（落札ベース）】

- 財務局契約は、各指標ともに本格実施後は制度改革前よりも発生割合が低下
- 各局契約は、各指標ともに本格実施後は制度改革前よりも発生割合が上昇



【入札参加者の応札行動（開札ベース）】

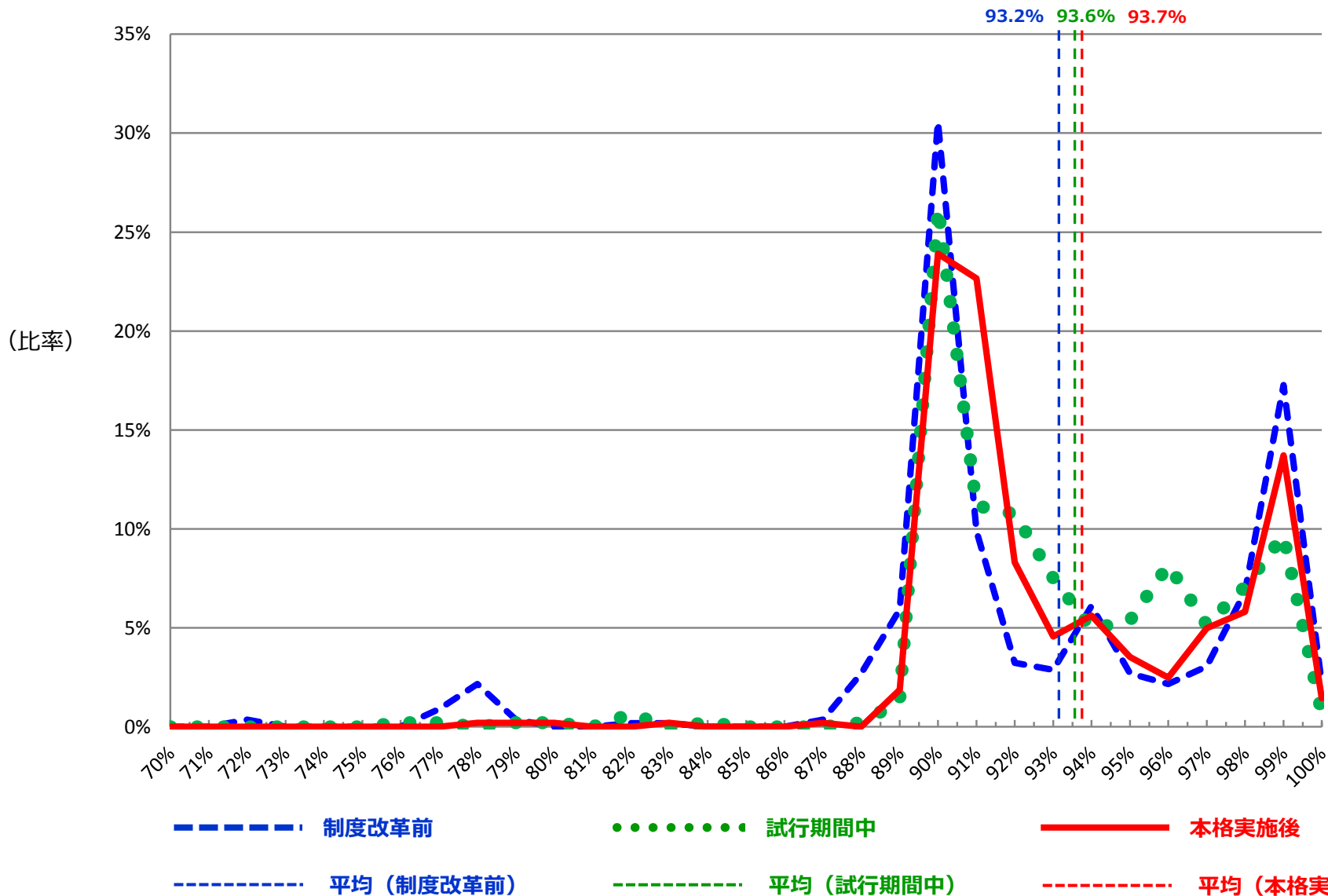
- 財務局契約及び各局契約ともに、試行期間中は落札範囲内の割合が低下したが、本格実施後は上昇
- 財務局契約及び各局契約ともに、本格実施後の辞退・不参の割合は試行期間中よりも上昇

	財務局契約			各局契約		
	制度改革前 対象3,997者	試行期間中 対象4,128者	本格実施後 対象4,107者	制度改革前 対象25,207者	試行期間中 対象14,581者	本格実施後 対象24,250者
予定価格の公表	事前	事後	事前・事後	事前	事後	事前
落札範囲内	1,764者 (44.1%)	1,212者 (29.4%)	1,402者 (34.1%)	10,812者 (42.9%)	3,167者 (21.7%)	8,375者 (34.5%)
最低制限価格等未	438者 (11.0%)	501者 (12.1%)	423者 (10.3%)	1,982者 (7.9%)	1,397者 (9.6%)	1,817者 (7.5%)
予定価格超過	-	758者 (18.4%)	104者 (2.5%)	-	2,684者 (18.4%)	2者 (0.0%)
辞退	1,275者 (31.9%)	1,269者 (30.7%)	1,647者 (40.1%)	10,242者 (40.6%)	5,915者 (40.6%)	11,466者 (47.3%)
不参	498者 (12.5%)	361者 (8.7%)	507者 (12.3%)	2,085者 (8.3%)	1,407者 (9.6%)	2,526者 (10.4%)
無効	22者 (0.6%)	27者 (0.7%)	24者 (0.6%)	86者 (0.3%)	11者 (0.1%)	64者 (0.3%)

I 予定価格の事後公表関連

【落札率の分布（財務局契約）】

- 制度改革前に発生していた予定価格付近の集中が減少
- 試行期間中以前に発生していた予定価格の90%付近の集中が減少し、本格実施後は予定価格の90～92%の間で集中が分布



Ⅱ J V 結成義務の撤廃関連

【混合入札の導入による希望者数《平均》の変化（落札ベース）】

○平均希望者数が、制度改革前2.6者から、本格実施後5.7者へ増加

業種	制度改革前 (J V 結成義務)	試行期間中 (混合入札)			本格実施後 (混合入札)		
	J V	合計	J V	単体	合計	J V	単体
全体	2.6者	5.7者	0.7者	5.0者	5.7者	0.8者	4.9者
建築	3.3者	7.7者	0.7者	7.0者	6.9者	0.6者	6.3者
土木	2.3者	5.3者	0.9者	4.4者	5.6者	1.2者	4.4者
設備	2.0者	4.9者	0.5者	4.4者	4.7者	0.6者	4.0者

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

【混合入札におけるJ V・単体別の受注件数《割合》の変化（開札ベース）】

○J Vが落札する割合が、試行期間中14.9%から、本格実施後20.7%へ上昇

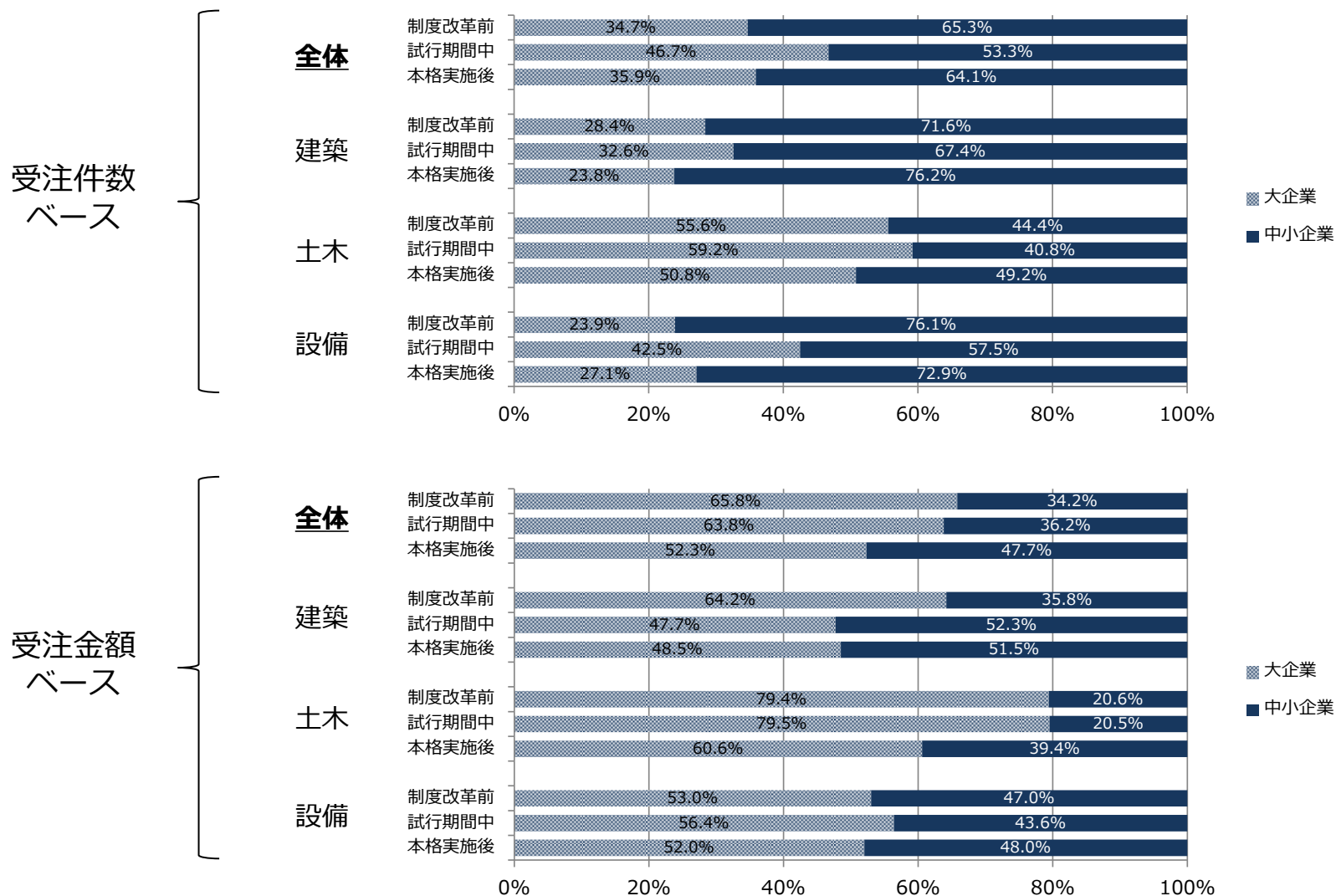
業種	試行期間中（混合入札） 対象194件			本格実施後（混合入札） 対象140件		
	J Vが落札	単体が落札	不調	J Vが落札	単体が落札	不調
全体	14.9%	68.6%	16.5%	20.7%	67.1%	12.1%
建築	10.4%	70.8%	18.8%	12.5%	77.5%	10.0%
土木	24.2%	65.2%	10.6%	30.4%	51.8%	17.9%
設備	10.0%	70.0%	20.0%	15.9%	77.3%	6.8%

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

II J V 結成義務の撤廃関連

【混合入札の導入による中小企業の受注状況の変化】

○全体として、受注件数のうち中小企業が占める割合は、本格実施後と制度改革前とで同水準であり、受注金額においては、中小企業が占める割合が上昇

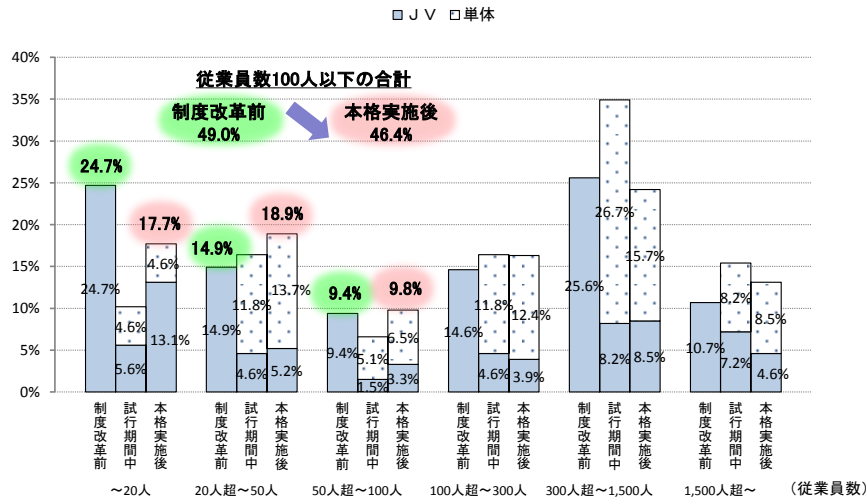


※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

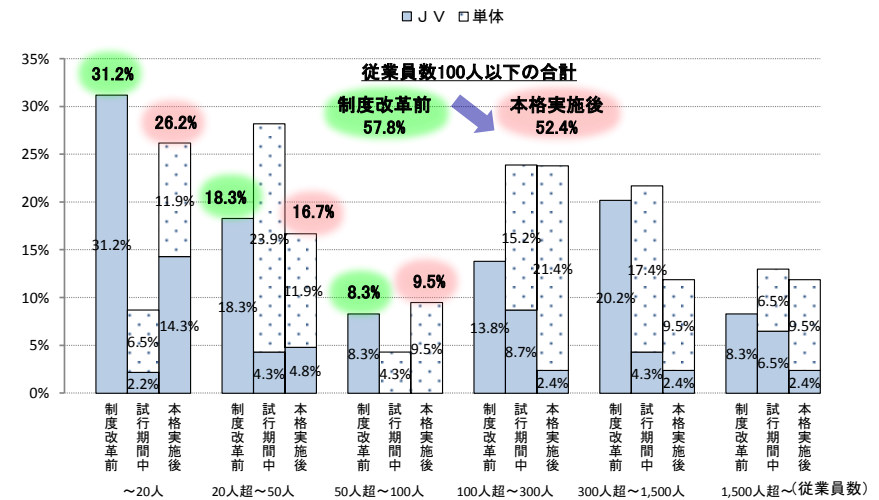
II J V 結成義務の撤廃関連

【混合入札の導入による企業規模別（従業員数で区分）の受注状況の変化】

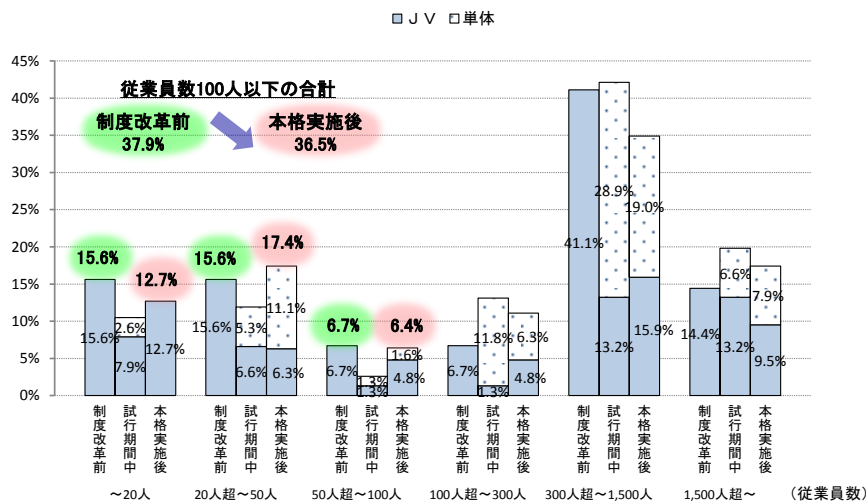
○受注件数ベース



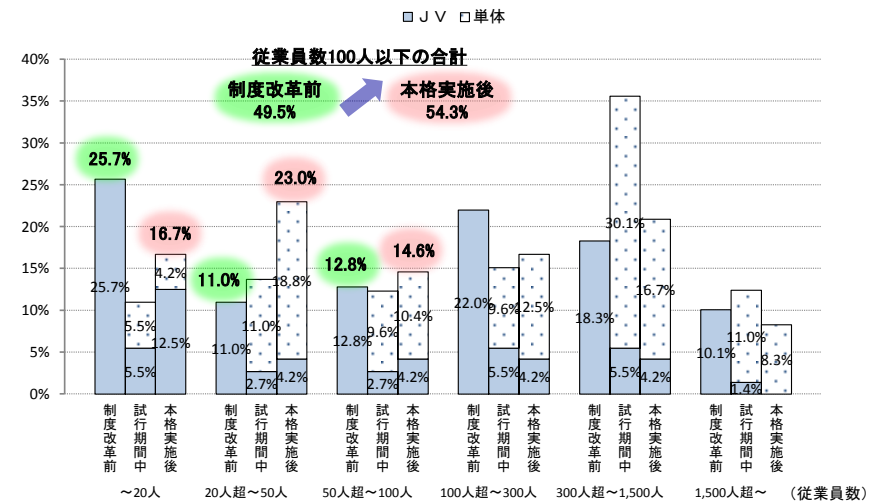
全体



建築



土木



設備

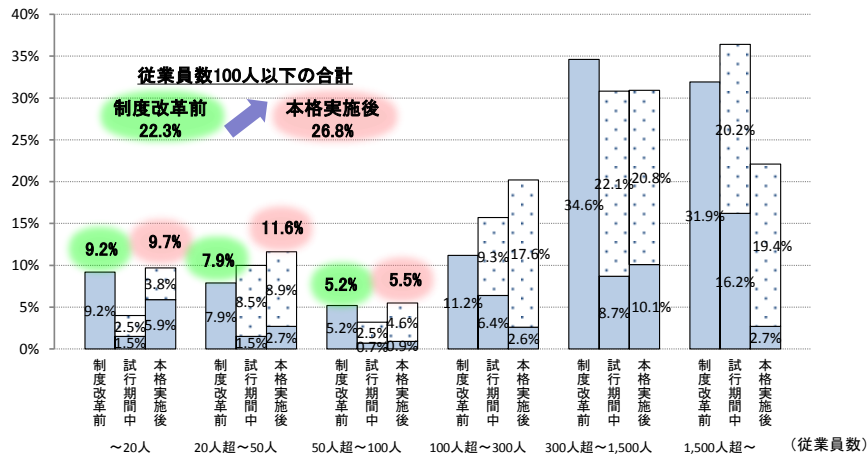
※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

II J V 結成義務の撤廃関連

【混合入札の導入による企業規模別（従業員数で区分）の受注状況の変化】

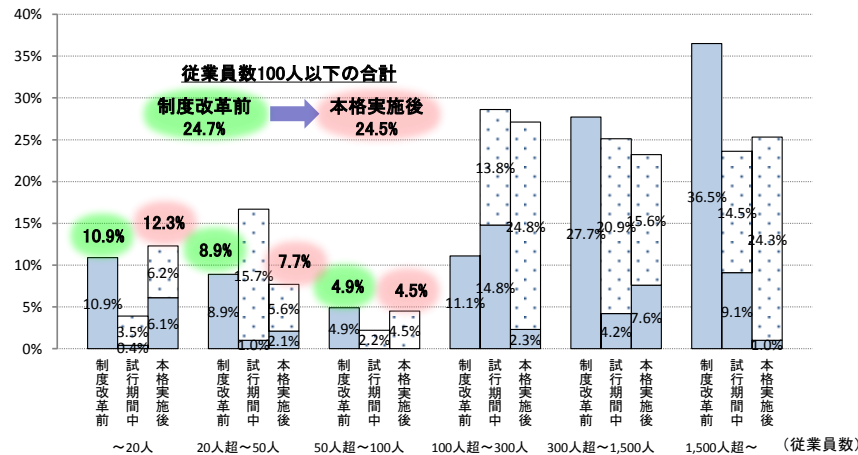
○受注金額ベース

□ J V □ 単体



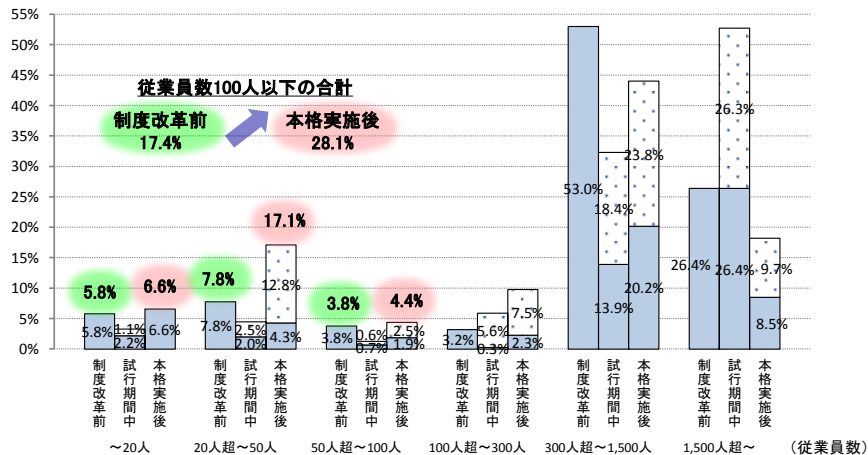
全体

□ J V □ 単体



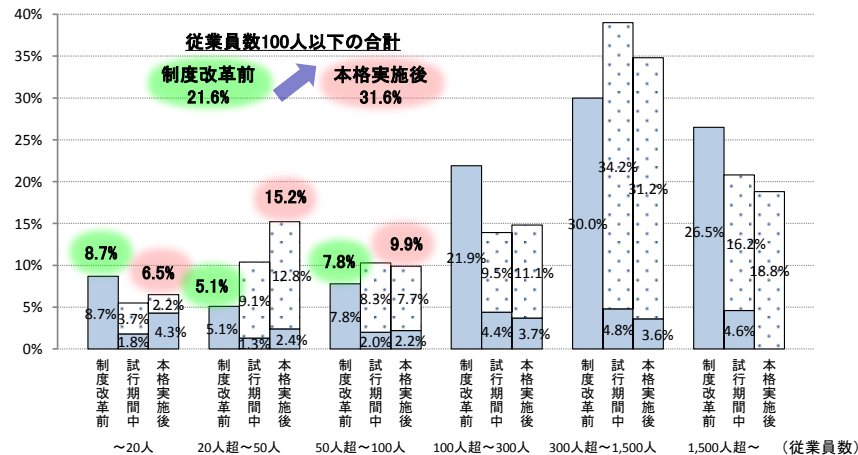
建築

□ J V □ 単体



土木

□ J V □ 単体



設備

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

II J V 結成義務の撤廃関連

【総合評価方式における J V 結成時の加点状況（落札ベース）】

- 本格実施後、J V 結成で加点された割合が上昇
- そのうち、契約まで至った割合も上昇

	J V 加点対象 工事件数	うち J V 加点 実績あり
試行期間中	50件	9件 (18.0%) 【4件落札 (8.0%)】
本格実施後	51件	19件 (37.3%) 【12件落札 (23.5%)】

2件が技術点1点（技術実績評価型における J V 加点相当）の差で落札者が逆転

※混合入札を導入した9業種（建築、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木、電気、給排水衛生、空調）を対象

【技術者育成モデル J V 工事の発注状況（初回発注時の状況）】

- 同モデル対象工事として4件発注し1件が契約
- 総じて希望者が少ない状況

業種	件名	発注規模	開札月	希望者	応札者	備考
建築	都営住宅30H-109東 （江東区辰巳一丁目）工事	予定価格 2,163,175,200円	H30.9	1	1	契約者が指名停止により 契約解除
建築	都営住宅30H-106西 （多摩市諏訪五丁目）工事	14.5億円以上 16億円未満	H30.9	0	—	中止後、再発注（モデル 対象外）にて契約済
土木	石神井川整備工事（その163）	予定価格 824,840,280円	H31.1	1	1	契約
土木	仙台堀川護岸耐震補強工事 （その4）	予定価格 886,250,160円	H31.3	2	0	全者辞退により不調

Ⅲ 1者入札の中止関連

【1者入札の中止による影響】

《再発注による影響》

開札日の遅れ **+74.6日**

工期の遅れ **+69.9日**

※中止70件のうち、再発注を済ませた69件の平均

	試行期間中
1者入札の中止対象件数	405件
中止件数	70件 (17.3%)

【入札辞退の原因分析】 ※辞退理由の回答を義務化した平成30年8月31日以降分

○企業規模別、時期別ともに、辞退理由の選択項目のうち、「配置予定技術者の配置が困難」の割合が総じて高く、次いで「その他」が高い

《企業規模別》

(単位：者)

区分	NO	辞退理由等	理由別件数		
			合計	大企業	中小企業
選択肢の項目	1	配置予定技術者の配置が困難	7,763 (67.7%)	738 (65.3%)	7,025 (68.0%)
	2	見積金額が当初見込みより過大	876 (7.6%)	58 (5.1%)	818 (7.9%)
	3	発注図書に不明確な部分あり	98 (0.9%)	4 (0.4%)	94 (0.9%)
	4	技術的に履行が困難	777 (6.8%)	86 (7.6%)	691 (6.7%)
	5	その他	1,955 (17.0%)	245 (21.7%)	1,710 (16.5%)
合計			11,469 (100%)	1,131 (100%)	10,338 (100%)

《時期別（辞退届を提出した時期）》

(単位：者)

区分	NO	辞退理由等	理由別件数											
			合計	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
選択肢の項目	1	配置予定技術者の配置が困難	7,763 (67.7%)	1,058 (50.9%)	1,027 (69.9%)	877 (73.4%)	1,079 (72.3%)	1,015 (74.2%)	811 (68.9%)	753 (77.2%)	186 (62.4%)	271 (65.8%)	686 (68.3%)	
	2	見積金額が当初見込みより過大	876 (7.6%)	130 (6.3%)	142 (9.7%)	93 (7.8%)	90 (6.0%)	67 (4.9%)	88 (7.5%)	63 (6.5%)	45 (15.1%)	43 (10.4%)	115 (11.5%)	
	3	発注図書に不明確な部分あり	98 (0.9%)	13 (0.6%)	18 (1.2%)	7 (0.6%)	8 (0.5%)	4 (0.3%)	18 (1.5%)	11 (1.1%)	2 (0.7%)	6 (1.5%)	11 (1.1%)	
	4	技術的に履行が困難	777 (6.8%)	117 (5.6%)	102 (6.9%)	74 (6.2%)	111 (7.4%)	101 (7.4%)	89 (7.6%)	55 (5.6%)	15 (5.0%)	43 (10.4%)	70 (7.0%)	
	5	その他	1,955 (17.0%)	759 (36.5%)	180 (12.3%)	144 (12.1%)	205 (13.7%)	181 (13.2%)	171 (14.5%)	94 (9.6%)	50 (16.8%)	49 (11.9%)	122 (12.2%)	
合計			11,469 (100%)	2,077 (100%)	1,469 (100%)	1,195 (100%)	1,493 (100%)	1,368 (100%)	1,177 (100%)	976 (100%)	298 (100%)	412 (100%)	1,004 (100%)	

IV 低入札価格調査制度の拡大関連

【低入札価格調査の実績（開札ベース）※拡大対象となった財務局契約において】

○試行開始（低入札価格調査の厳格化）以降、失格率は100%

（単位：件）

業種	制度改革前			試行期間中			本格実施後		
	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)	対象 件数 ①	調査 件数 ② (②/①)	失格 件数 ③ (③/②)
全体	30	9 (30.0%)	3 (33.3%)	312	79 (25.3%)	79 (100%)	290	60 (20.7%)	60 (100%)
建築	14	3 (21.4%)	0 (0.0%)	59	20 (33.9%)	20 (100%)	53	14 (26.4%)	14 (100%)
土木	12	4 (33.3%)	2 (50.0%)	138	22 (15.9%)	22 (100%)	140	23 (16.4%)	23 (100%)
設備	4	2 (50.0%)	1 (50.0%)	115	37 (32.2%)	37 (100%)	97	23 (23.7%)	23 (100%)

【失格事由の内訳（低入調査を実施した応札者の延べ数に対して）】

- 調査対象者の約半数が失格基準（数値的または工事成績）に該当
- 調査票未提出の割合が最も大きく、本格実施後にその割合は上昇

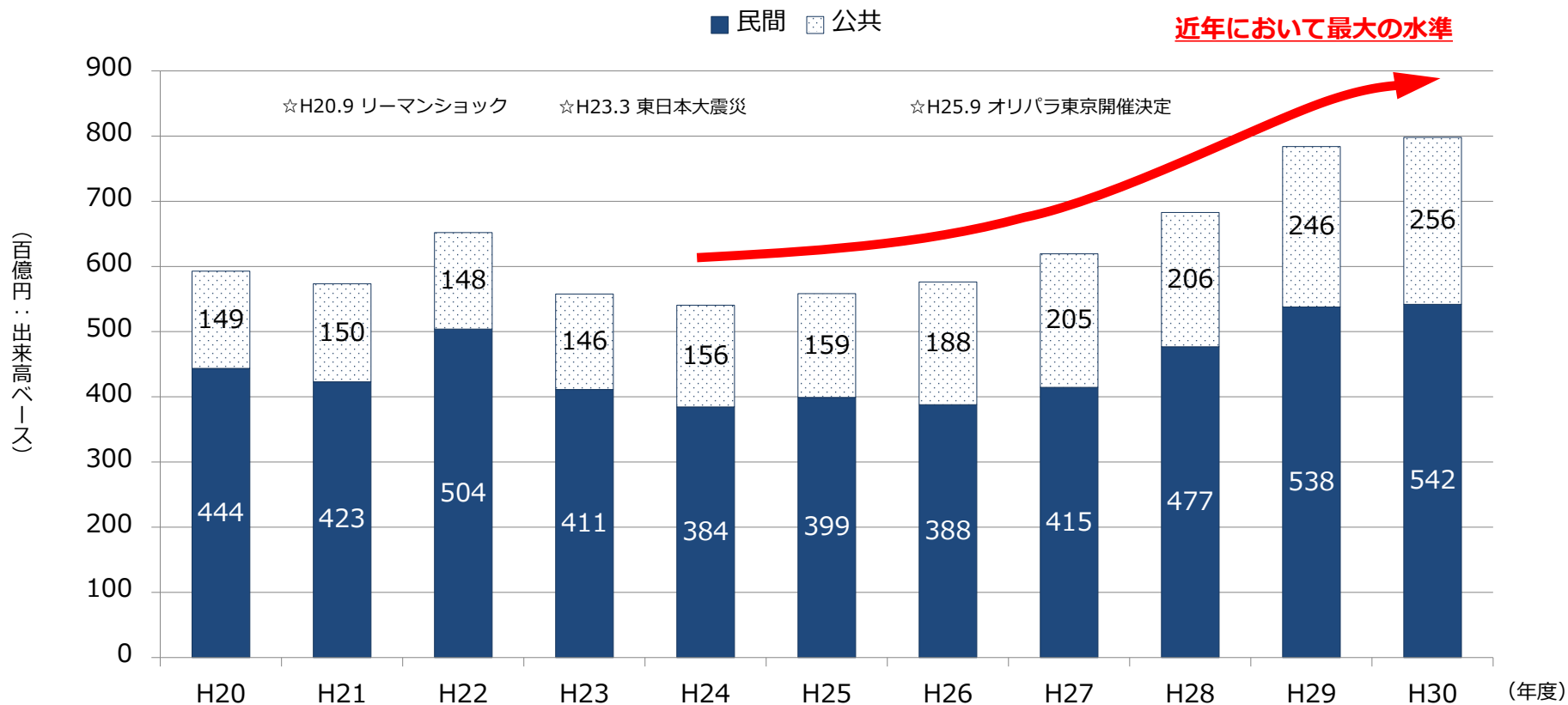
項目	試行期間中	本格実施後
①数値的失格基準	52者 (28.6%)	39者 (24.5%)
②工事成績失格基準	34者 (18.7%)	34者 (21.4%)
③調査票未提出	83者 (45.6%)	83者 (52.2%)
④調査票の不足・不備	13者 (7.1%)	3者 (1.9%)
合計	182者 (100%)	159者 (100%)



【参考資料 1】入札契約制度改革の本格実施（制度の変遷）

	制度改革前	試行期間中	本格実施後
予定価格	事前公表	事後公表	事後公表（下記以外） + 事前公表（建築4.4億円未満 土木3.5億円未満 設備2.5億円未満）
J V 結成	J V 義務	混合入札	混合入札 + J V 義務（モデル工事（一部））
1 者入札	中止せず	中止する	中止せず
低入札 価格調査	W T O 以上 (24.7億円以上)	建築 4.4億円以上 土木 3.5億円以上 設備 2.5億円以上	建築4.4億円以上 土木3.5億円以上 設備2.5億円以上

【参考資料2】都内における建設投資の推移



※建設政策研究所HP「建設関連統計－都道府県別建設投資の推移（国交省：建設総合統計）」より

《内訳》

(単位：百億円)

	年度											
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
公共	149	150	148	146	156	159	188	205	206	246	256	
民間	444	423	504	411	384	399	388	415	477	538	542	
計	593	573	652	557	540	558	576	620	683	784	798	
対前年度比	1.03	0.97	1.14	0.85	0.97	1.03	1.03	1.08	1.10	1.15	1.02	

↑ 約1.5倍

東京都入札監視委員会委員名簿

令和元年9月20日現在

職名	部会	氏名	職業	任期
委員	制度	斉藤徹史	東北公益文科大学准教授	H30.10.1~R2.9.30 (1期)
委員	制度	仲田裕一	(元)品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	R1.8.31~R3.8.30 (2期)
委員	制度	原澤敦美	弁護士(五十嵐・渡辺・江坂法律事務所)	R1.8.31~R3.8.30 (2期)
委員長 〔部会長〕	監視①	遠藤和義	工学院大学建築学部建築学科教授	H29.10.1~R1.9.30 (4期)
委員	監視①	若林美奈子	弁護士(オリック東京法律事務所)	H30.4.4~R2.4.3 (3期)
委員	監視①	木下潮音	弁護士(第一芙蓉法律事務所)	R1.8.31~R3.8.30 (2期)
委員	監視①	森岡誠	弁護士(兼子・岩松法律事務所)	R1.8.31~R3.8.30 (2期)
委員 〔委員長職務代理者 部会長〕	監視②	有川博	日本大学総合科学研究所客員教授	R1.8.31~R3.8.30 (2期)
委員	監視②	飯塚正史	(元)会計検査院官房審議官	R1.8.31~R3.8.30 (2期)
委員	監視②	片桐春美	公認会計士(片桐春美公認会計士事務所)	H30.10.1~R2.9.30 (1期)
委員	監視②	小池孝子	東京家政学院大学現代生活学部 生活デザイン学科教授	H30.3.19~R2.3.18 (2期)

(各部会ごとに五十音順)

〈新任委員〉

職名	部会	氏名	職業	任期
委員	—	堀田昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科 国際協力学専攻教授	R1.8.31~R3.8.30 (1期)
委員 ※R1.10.1就任予定	—	小見康夫	東京都市大学工学部建築学科教授	R1.10.1~R3.9.30 (1期)

(就任順)

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和元年9月20日（金）	議案番号	3
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和元年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 （談合情報処理審査案件）について		
審議事項	継続審議の結果について次のとおり報告する。 （1）審議結果について 議案1別紙1－2のとおり		